

## 能登半島地震の被災者への特別措置について

2024（令和6）年1月1日に発生した能登半島地震による被災者に、以下（1）～（2）の通り、特別措置を実施いたします。

### （1）2024年更新時期延長申請に関する特別措置

#### ■対象者

2024年アドバンス助産師更新申請対象者（2019年認証取得者および2023年更新時期延長者）のうち、2024年能登半島地震で被災したことにより更新申請できない者

#### ■対象となる更新時期延長申請年

2024年更新時期延長申請に限る

#### ■特別措置の内容

1. 対象者の2024年更新時期延長申請料5,000円を無料とする。
2. 対象者の2024年更新時期延長申請を、2024年7月1日から2025年6月30日までの1年間受け付ける。
3. 対象者のうち、更新時期延長を既に3回行った者（2023年に3回目の更新時期延長申請を行い承認された者）について、2024年更新時期延長申請に限り、4回目の申請を行うことを認める。  
ただし、4回目の更新時期延長後の2025年更新申請では、過去8年分（2017年9月1日から2025年更新申請締切日まで）の実績を有効とする。

#### ■被災の証明について

特別措置を希望する対象者は、以下①または②を当機構へ提出するものとする。

- ①自治体が発行した罹災証明書・被災証明書のコピー
- ②当機構指定書式による被災証明書

※手続きの詳細は、決定次第、アドバンス助産師プラットフォーム等でお知らせいたします。

『アドバンス助産師プラットフォーム』 <https://amp.josan-hyoka.org/login>

(2) 認証書・認証カード・認証バッジの無償再発行

■対象者：

2024年能登半島地震で被災したアドバンス助産師

■対象期間：

2024年1月1日（月）～2024年12月31日（火）

■特別措置の内容：

2024年能登半島地震で被災したことにより、アドバンス助産師認証書・認証カード・認証バッジを紛失・汚損した者に対して、対象期間中、無償で再発行を行う。

■被災の証明について

再発行を希望する対象者は、以下①または②を当機構へ提出するものとする。

①自治体が発行した罹災証明書・被災証明書のコピー

②当機構指定書式による被災証明書

■手続き方法

再発行を希望する対象者は、アドバンス助産師プラットフォーム内のお問い合わせフォームより、被災証明書類を添付の上、以下①～②を記載してご連絡ください。

①再発行を希望する認証書類の種類（認証書・認証カード・認証バッジ）

②送付先郵便番号・住所

アドバンス助産師プラットフォーム <https://amp.josan-hyoka.org/login>

アドバンス助産師プラットフォームにログインできない場合は、被災証明書類を添付の上、以下①～⑤を記載してメールにてご連絡ください。

①お名前

②生年月日

③助産師免許番号、またはアドバンス助産師認証番号

④送付先郵便番号・住所

⑤再発行を希望する認証書類の種類（認証書・認証カード・認証バッジ）

一般財団法人日本助産評価機構メールアドレス：[jime@josan-hyoka.org](mailto:jime@josan-hyoka.org)